

転出届 郵送申請用（新住所地で住基カード・マイナンバーカード（個人番号カード）による転入の特例を受ける場合）

※この用紙を使つての転出届は住基カード・マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方だけです。

転出予定日 ※必ず記入		令和 年 月 日					
請求者		印					
電話番号 (平日昼間に連絡が取れるところ)		— —					
請求者住所							
住所	新					世帯主	
	旧	菊陽町					
転出する人		フリガナ 氏 名	生年月日	性別	世帯主との続柄	住基カード	個人番号カード
	1		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無
	2		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無
	3		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無
	4		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無
	5		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無
	6		明 大 昭 平 令 年 月 日	男・女		有・無	有・無

※同封する書類（住基カード・個人番号カードは転入先でのお手続きに必要です。カード本体は同封しないでください。）

1. 本人確認書類（①か②どちらか）

①	・住基カード（顔写真付き）もしくは個人番号カードの写し どれか1点
②	・住基カード（顔写真なし）の写し + ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明の写し（どれか1点） 運転免許証、旅券、身体障害者手帳など 又は ・顔写真が付いていない身分証明の写し（どれか2点） 健康保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証、預金通帳、キャッシュカード、社員証など

2. 国民健康保険被保険者証、印鑑登録証など菊陽町が交付したもの

※注意事項

- 転出証明書は交付しません。手続き完了後、菊陽町役場・町民課から請求者あてに電話連絡をしますので、電話連絡後、転入先の市区町村に住基カードまたは個人番号カードを持参して転入手続きをしてください。
- 住基カード・個人番号カードが有効期限切れ、一時停止、失効状態の場合はこの用紙を使つての転出届はできません。その場合は通常の転出届を行い、転出証明書の交付を受けてください。
- 新しい住所に住み始めてから14日経過している場合は、通常の転出届を行い、転出証明書の交付を受けてから転入先の市区町村で転入手続きをしてください。
- 菊陽町の転出手続きの処理後、転出予定日から30日経過すると、住基カード・個人番号カードによる転入の手続きできなくなりますのでご注意ください。